

○金融庁
財務省 告示第 号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第十七条の二及び第十七条の三の規定に基づき国又は地域を指定する件（令和五年 金融庁 告示第二号）の一部を次のように改正し、令和八年 月 日から適用する。

令和八年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

財務大臣 片山さつき

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(令第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域)</p> <p>第一条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(次条において「令」という。) 第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 アンギラ</p> <p>六 十四 「略」</p> <p>十五 オマーン</p> <p>十六 十八 「略」</p> <p>十九 キューバ</p> <p>二十 三十五 「略」</p> <p>三十六 ドミニカ国</p> <p>三十七 四十九 「略」</p> <p>五十 ボツワナ</p> <p>五十一 六十二 「略」</p> <p>(令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域)</p>	<p>(令第十七条の二に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>五 十三 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>十四 十六 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>十七 三十二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三十三 四十五 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>四十六 五十七 「同上」</p> <p>(令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域)</p>

第二条 令第十七条の三に規定する金融庁長官及び財務大臣が指定する国又は地域は、次に掲げる国又は地域以外の本邦の域外にある国又は地域とする。

「一〇四 略」

五| アンギラ

六| 十四 | 「略」

十五| オマーン

十六| 十八 | 「略」

十九| キューバ

二十| 三十五 | 「略」

三十六| ドミニカ国

三十七| 五十 | 「略」

五十一| ボツワナ

五十二| 六十三 | 「略」

第二条 「同上」

「一〇四 同上」

「号を加える。」

五| 十三 | 「同上」

「号を加える。」

十四| 十六 | 「同上」

「号を加える。」

十七| 三十二 | 「同上」

「号を加える。」

三十三| 四十六 | 「同上」

「号を加える。」

四十七| 五十八 | 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。